

令和8年10月

各位

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
石川県支部長 馳 部 裕 之

ショベルローダー等定期自主検査者安全教育のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から当支部の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびショベルローダー及びフォークローダーの定期自主検査に従事する検査者を対象に、「ショベルローダー等定期自主検査者安全教育実施要領」（昭和62年3月24日付労働省通達第163号）に基づく安全教育を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

当該教育を受講いただくことにより、ショベルローダー等の定期自主検査を適切かつ効果的に実施していただき、作業の安全確保に一層努めていただきますようお願い申し上げます。 敬具

昭和62年3月24日付労働省通達163号 関係通達抜粋 「ショベルローダー等の定期自主検査者に対する安全教育について」	
安全衛生教育の推進については、昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」、昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等によりその推進を図ることとしているところである。今般、これらの通達に基づく定期自主検査者等に対する安全衛生教育のうち、新たに標記の教育に係るものの実施要領を別添のとおり定めたので、当該教育を行う団体に対して当該実施要領に基づいて実施するよう指導援助を行うとともに、対象労働者に対して当該教育を受講させるよう関係事業者に勧奨されたい。	

記

ショベルローダー等定期自主検査者安全教育	
場 所	石川県金沢市観音堂町へ1番地 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 石川支部 石川職業能力開発促進センター（通称：ポリテクセンター石川）
日 時	12月9日（水）午前8時45分～午後5時25分（予定）
受講料	会員14,630円・一般（会員以外）16,830円 振込手数料はご負担をお願いします。上記金額はテキスト代及び消費税を含みます。
申込期限	11月16日（月）
振込期限	11月27日（金）
受講対象者	・労働安全衛生法第45条（労働安全衛生規則151条の31）によるショベルローダー等の定期自主検査（年次検査）の業務に従事する者 ・ショベルローダー等の月次検査の業務に従事する者 ・ショベルローダー等の定期自主検査を行う業者（検査・整備業）に属する者
定 員	15名
持参するもの	筆記用具・認 印（「修了証」の受領印として）

1 カリキュラム 7時間

- （1）ショベルローダー等の定期自主検査の意義
- （2）ショベルローダー等の検査に必要な一般的事項に関する知識
- （3）ショベルローダー等の検査の方法に関する知識
- （4）関係法令及び災害事例

2 申込方法

「定期自主検査者 安全教育受講申込書」に記入の上、当支部に郵送、FAXまたはWEB（石川県支部ホームページより）でお申込みください。

3 申込書等が届きましたら請求書をお送りいたしますので、期限までにお振込みください。

4 その他

- （1）受講料未納の方は受講できません。
- （2）受講票が講習日の5日前までにお手元に届かない場合は当支部までご連絡ください。
- （3）受講申込者数が開講人員に満たない場合又は天災地変等の場合は中止又は変更する場合があります。